## 平成30年リフト事故集計表

機工協・技術サービス部会調査

		声	5 +h 524 H	- 担元		発生時	38		1171	の辞数		<b>/</b>	<b>∀</b> /\ 7	ませばい	l þ	. 市 井	:-	物損内	1 宏	古-	#ጥ <del>!"</del>	фБ	<b>F</b>	古一	出後の		— IJJJ - 打又 1			
		争 	故発生							の種類	<u>-</u>			事故区分								定原			放後の	処直		使用	保守	
景	事故発生状況		専業者	店仔	を   午 の   前 也	千	時間外・不明	二: 匹柱: 柱	リンク	1 1	ツインリフト	国 産 品	輸入品	人身事故 物損事故	月  以	月以	水上 昇月 耳	き	その他	リフト不良	设置下良 耶扨不良	点検不履行	その他	取扱方法等の説明	人 積 元	多里 他	設置年月	用年数(概算)	有	無
-	約50cmリフトアップした際にチェーンが破断し、車両が落下した。 原因は、点検及びチェーンの交換が行われていなかったためである。対策として、点検と不 具合部品の交換を行った。	0			C	)		С	)			0		0				)				0			(	O .	H20.1	10年		0
2	車両がリフトを通過した際に、アーム横のカバーを跳ね上げてバンパーを損傷した。 原因は、カバーに乗り上げて進入したためだと思われる。対策として、リフトの点検と進入 時の注意点を説明した。	0				0				0		0		0			C	)			C	)		0	(	)	不明			0
;	車両をリフトアップしたところ、車両の下部より金属音がした後にバランスを崩し落下した。また、車両の落下時にリアのアタッチメントが車両に引っ掛かり、アタッチメントのフレームとツバに曲がりが発生した。原因は、アタッチメントの掛りが不十分のため、車両が落下したと思われる。対策として、アタッチメントを交換し、適正な使用方法の説明を再度行った。	0				Ο					Э	0		Ο				0			C	)		0	(	O	H23.1	7年	Ο	
4	トラックをリフトアップして作業していたところ、突然前方に動いて落下し、設置していたキャビネットに衝突して止まった。 原因は、車両をリフトに乗り込ませた際にサイドブレーキをかけず、輪止めも使用していなかったことと、リフト前方の落下防止ストッパーも取り外されていたためである。対策として、落下防止ストッパーを取り付け、正しい使用方法の説明を行った。	0				Ο				0		0		Ο				Ο			C	)		0	(	O .	H30.3	1年 未満		0
í	車両を約30cmリフトアップしてエンジンルームの点検を開始し、その後他の作業員が下回り点検を行うためにリフトを上昇させたところ、車両が滑るように前方に落下した。原因は、リフトのプレートゴムが4枚とも固定されておらず、約5cmのゴム板をのせて使用していた。また、正規のリフトポイントにセットしていなかったため偏荷重になっていたと思われる。対策として、リフトの点検を行い、使用に係る安全講習を行った。		0			Ο				0		0		Ο				)			С	) ()		0	(	O .	不明			0
(	小型車をリフトアップしたところ落下し、作業員が車両に接触して負傷した。 原因は、ツインリフトで乗用車をリフトアップしたため正規のリフトポイントにセットできなかっ たためである。対策として、点検啓発チラシを工場内に掲示して周知した。	0					0				Э	0		0		0					C	)		0			不明			0
-	車両をリフトアップさせたところ落下し、車両の側面とリフトのアームが損傷した。 原因は、リフトポイントを確認せず上昇させたためである。対策として、機器の修理と正しい 使用方法の説明を行った。	0				0				0		0		0				)			C	)		0	(	O .	不明			0
8	アタッチメントの固定ピンを抜く際に、アタッチメントに指を挟み負傷した。 対策として、正しい使用方法と注意点を説明した。	0					0				Э	0		0	0						C	)		0			不明		1	0
ę	低床車をリフトアップするために補助テーブルを引出す際、テーブルが上方にずれて引っ掛かったため、衝撃を与えて引き出そうとしたところ、テーブルが落ちて地面との間に指を挟み負傷した。 原因は、作業員の取扱不良と日常点検の不備である。リフトの構造としてテーブルが引き出されても破損することはなく下降するよう上下方向にクリアランスを設けており、テーブルが持ち上がった際に引っ掛かる構造になっている。対策として、既存のテーブル側面の穴は使用しないこととし、ユーザーの意向によりテーブル上に指をかけるブロックを設置した。また、プレートの横方向のスライドを含む始業前点検の実施をお願いした。	0			C	)			Ο			0		Ο		Ο					C	0				0	H26.9	4年		0
1	車両をリフトアップしてエンジンをオーバーホールするために降ろし、そのまま放置していたところ約4時間後に前方に落下した。当該車両はリヤにエンジンを積載しているタイプであった。 エンジンを降ろしたことによる荷重の変化が原因であり、対策として、安全な使用方法の説明を行った。	(	0			Ο		0					0	Ο				Ο			С	)		0			H18.1	12年		0
1	車両をバンパーの修理のため最上段までリフトアップし、別の作業のためリフトを離れていた際に車両が左側より落下した。 原因は、右シリンダーの錆びによってできた穴より急激なオイル洩れが発生し、リフトが降下したためである。また、安全爪ストッパーも錆びにより作動不良となり、定期点検も行なっていなかった。対策として、リフトを入れ替え、始業前点検の実施と定期点検を実施するよう依頼した。	(	0			Ο			Ο			0		Ο			C	)				Ο			Ο		H9.7	21年		0

1

番号				事故	発生	場所		発生時	間		リフ	トの種類	Į	生産	区分	事故区分	人身	事故状況	物	損内容		事故の	推定	原因		事故	後の処	置		使	保守契約
音	र्थन होत	事 故 発 生 状 況	ディーラー	専業者	ガソリンスタンド	用品店	台前	午後	時間外・不明	二柱	四柱	リック 理設	ツインリフト	国産品	輸入品	人身事故	以以	負傷1月以上	乗用車	トラック	リフト不良	設置不良	取扱不良	点検不履行		取扱方去等の説明	修理	その他	設置年月	用年数(概算)	有無
1	2 I	足回りの異音点検のために車両を約80cmの位置から上昇下降接地を5回ほど繰り返したところ、車両が受台からずれ落ちた。 原因は、タイヤが地面に接地してもリフトポイントの状況を確認しておらず、後輪エアサス 車両の後輪をアタッチメント無しでリフトアップさせていたためであり、受台で直接リフトアップ していたことも原因である。上昇下降接地を繰り返すと受台の位置がセット時よりずれが 生じることを実車検証にて確認した。ウレタンブロック型アタッチメントの使用を依頼するとと もに、リフト使用に関わる安全講習も行った。		Ο				0					Ο	0		0				Ο			0		(	<b>O</b>			H18.11	12年	0
1	3	車両を約1.3mリフトアップした際に、車両が後方に動きランウェーで底部を引きずりながら 客下した。後輪が床に着地した時点で停止し、前輪はランウェーに乗ったままであった。 原因は、サイドブレーキをかけておらず輪止めもセットしていなかったためである。また、前後 の落下ストッパーも取り外されていた。更に当該車両重量は、積載物を含めてリフトの能 力を越えていた。対策として、リフトの能力や取り扱いについて再度説明を行い、外されて いたストッパー等の取り付けを行なった。	0					0				0		0		Ο				Ο			0			Э	Ο		H11.9	19年	0
1	4 J	アーム式リフトでトラックを約50cmリフトアップし、エンジンを始動させたところ振動で右前のアームの受台が外れ前方に落下した。 原因は、受台高さ調節ビスを最大まで上げて使用しており、それ以上回すとネジ部が外れる状態になっていた。更に、ビスの抜け止めストッパーも破断していた。対策として、不具合の受台を修理し、リフトの定期点検を行った。	0				C	O .				0		0		0				0				0			Ο		H4.12	26年	0
1	5	車両の下回りを点検していた際に、前軸のドライブオンリフト用の移動型ジャッキが落下し 作業員が負傷した。 原因は、前方の前後移動型ジャッキ用レールが切れていたため3輪状態になっていたことか らバランスが崩れて落下したと思われる。対策として、修理を行った。	0					0			C	<b>O</b>		0		0	0							0			0		不明		0
1	6 J	受台取付穴が合わなかったため、接着剤で固定していた。自然降下している左側に重心 が掛かり、アーム後方のアームロックも故障していてアームが開き車両が落下した。 原因は、経年劣化によるパッキン消耗のため自然降下が発生しており、受台、アームロッフも故障していたためと思われる。対策として、リフトの入れ替えを行った。		0				O .		0				0		0			0					0		С	)		S60.8	33年	0
1	7   1   1   1   1   1   1   1   1   1	タイヤ高さにリフトアップして一夜放置していたところ、翌日左リフトが自然降下しており安全爪で車両の落下は防げたものの、エアロパーツ装着車のためサイドスカートがリフトアーム こ接触して破損した。 原因は、当該リフトは、1時間に9mmの自然降下が発生しており、使用禁止の状態でリフトアップして長時間放置されていたため左プレートが安全爪作動位置まで降下したため ごと思われる。対策として、リフトの入れ替えを行った。	0				C	O			(	O		0		0			0					0		С	)		H21.4	9年	0
1	8 3	下回りを洗浄するためにリフトアップしたところ、車両がずれたため位置を修正しようと下降させた際に、車両が落下した。 原因は、アタッチメントの高さが足りず受台を重ねて使用したためである。対策として、適切なアタッチメントや受台を使用して正しく使用するよう説明した。	0						0	0				0		0			0				0			Э			不明		0
1	9 J	車両をリフトアップしていた際に、上段付近で車両が右前方向に落下した。 原因は、偏荷重とアタッチメントの掛かりが悪かったためだと思われる。対策として、適正な 吏用方法の説明を行った。	0						0	0					0	0			0				0		(	Э			H17.11	13年	0
2	0 ]	車両をリフトアップした際に、ボードの内側に落下した。 原因は、ミニバンのサイドスポイラーを避けるために純正品以外のアタッチメントを使用して いたためである。対策として、適正な使用方法の説明を行った。	0					0			(	O .		0		0			0				0		(	Э			H1.1	29年	0
2	1   7   7   7   7   7   7   7   7   7	作業員2名でトラックの点検をしていたところ、1名が誤作動にて意図していない柱のリフトを作動させてしまい、フロント右2軸目のリフトのアタッチメントを取り外ずそうとしていた他の作業員の左手を負傷させた。 原因は、当該車両が通常と違いバックで進入しており、有線リモコンを作動させた作業員が前後方向を勘違いして操作したためである。対策として、移動して目視確認ができる無線リモコンに変更した。	0				(	O .					Ο	0		0	0						Ο					0	不明		0

	事故発生場所	発生時間	リフトの種類	生産区分事故区分	分人身事故状況 物損内容	事故の推定原因	事故後の処置	130	保守契約
事故発生状況	ディー ラー ・	午前	世   世   サンク   世   ツィンリフト   1   1   1   1   1   1   1   1   1	国产品	9 負 領 死 乗 用 車	リー設置 取扱不良 取扱不良 で 取扱不良 で で で で で で で で で で で り フト で り で り で り で り で り で り で り の し の し り の し の り の り の り の り の り の り	取扱方法等の説明	設置年月	有 無
最上段付近までリフトアップさせたところ従動側のチェーンが破断して落車した。 チェーン破断検知アームは機能していたが、安全棒に噛みこんだ形跡がなくキャリッジが滑り落ちたと思われる。チェーンに錆やキンク状態が見られ指摘していたが放置されていた。 対策として、リフトの修理を行い、日常点検等の講習会を実施した。	0	0	0	0 0		0	0 0	S60.1 33年	0
車両をリフトアップしてオイル交換を行っていたところ、ドアを開閉した際に車両が前進し、ランウエイ前方のタイヤストッパーを乗り越えて落下した。マニュアル車でサイドブレーキをかけており、エンジンは始動していなかった。また、車両はストッパー(差し込み式)上で停止させていた。リフト点検を実施したが異常はなかった。リフトランウエイが前方に傾いた形跡はなく、ベース部のアンカーボルトも異常はなかった。原因は、サイドブレーキがあまり利かなかったのではないかと推測される。対策として、リフト進入時、リフトアップ前に車両の位置を確認し、車両のサイドブレーキを過信せず、後輪に輪止めするよう説明した。	Ο	Ο	Ο	0 0	0	Ο	Ο	H28.11 2年	0
小 計	18 4 1 0 0	6 11 6	5 1 6 6 5 0	21 2 5 18	3 2 0 12 6 0	0 0 16 9 0	15 3 10 2		1 22
合 計	23	23	23	23 23	5 18	25	30		23

## 平成30年整備機器(リフト以外)事故集計表

機工協・技術サービス部会調査

			哥	事故の発	生場所	fi	発生時			区分事				犬況	物損内	訳	事故	女の拍	住定原因	事故後				使	保守	点検
7	機器名	事故発生状況	ディーラー	専業者がソリンスタンド	店	その他	午午	時間外・不明		輸入品	物損事故	丨以	負傷1月以上	死亡月		その他	機器の不良	り	点検不履行	取扱方法等の説明 入れ替え	修	きりという。	E F	用年数(概算)	有	無
		トップブラシ回転モーターが不調のためユーザーより交換依頼があり、部品待ちの間(2日間)に更に異音が大きくなり、その後、洗車時にトップブラシの制御不能で車両と接触し、ボンネットとフロントガラスが損傷した。トップブラシ回転モータ及びトップブラシ制御系統の故障で車両に強くブラシを押し付けた状態で洗車機が動いたため車両が損傷した。部品交換を行った。	0				0		0		0								0		0	H22	2.12	8年		0
		門型洗車機にて洗車中に、車両のリアミラーを破損した。 原因は、車両センサーが錆びて傾き、受光電センサーが反応していなかったためである。修理の提案を行った。	0					0	0		0								0		(	) 不	明			0
;	3	可変サイドノズルが車両の左側に接触し、車両の後方まで移動した。 原因は、車両検知センサーが故障していたためである。定期点検を提案した。	0					0	0		0								0		0	H1	6.4	14年		0
,	•	2往復洗車中にトップブラシが車両のリアスポイラ及びガラスの部分に食い込み破損させた。 原因は、洗車履歴から2往復洗車時に「スポイラー回避ボタン」の設定を忘れたためである。操作ミスであったため、再度取り扱い操作の説明を行った。	0					0	0		0							C		0		H1	2.6	18年		0
	門型洗車機	車両の洗車中に、オートスライドドアが開き車両後部座席が水浸しになった。 原因は、サイドブラシの面圧によりオープナーボタンが反応したためと思われる。エンジンを切り、全ての開口部の施錠をするよう説明した。	0				0		0		0			C				C		0		H26	6.11	4年		0
		乾燥工程中にトップノズルが落下し、車両の天井が損傷した。 原因は、門型洗車機の輸送の際の固定で外板が歪んでしまい、雨水が侵入して錆が 発生していた。この錆が原因で電磁バルブが誤作動を起こしたためと思われる。対策と して、電磁バルブの交換及びふくらみ部分のコーキング処置を実施した。また、輸送時 の門型洗車機の歪みや曲がり等の異常点の確認を徹底することとした。	0					0	0		0						C				0	H28	3.12	2年		0
	,	バスの後部洗車後、右側ブラシが戻らないまま後退移動を始めリヤガラスを破損させた。原因は、ブラシ磨耗による制御不良である。対策として、ブラシを交換し、定期点検 を提案した。		0			0		0		0				0				0		0	不	明			0
;		門型洗車機のオプションの補助洗浄用スプレーガンを使用中に、ガンのジョイントカプラーとホースを接続しているネジの締め込みが甘く、圧が掛かっている状態で外れてしまい、ホースが暴れて車両に接触し、損傷させた。 原因は、設置時の増し締め忘れである。対策として、設置時の確認及び修理時のチェックを徹底することとした。		0			0		0		0	,		C			C				0	H30	).12	1年 未満		0
	塗装ブース	大型塗装ブース内の地下ピット内から発火した。直ちに塗装ブースを停止し、自主的に消火活動を行うととともに消防署へ連絡した。消防及び警察の現場検証にて塗装ミストの自然発火と判断された。静電気等の原因が考えられたが、不明火等で処理をされた。局所排気装置の自主定期点検を実施するよう提案した。		0			0		0		0					0			0		0	H2	6.8	4年		0
1	0 油圧プレス	油圧プレスを使用して作業していたところ、ハンドルから手が離れステージ部が勢いよく 下降したためハンドルと固定ピンの間に指を挟み負傷した。 原因は、ステージの昇降ハンドルの安全爪をかけていない状態で使用していたためである。使用時の注意点を改めて説明した。		0				0	0	C			0					C	)	0		不	明			0
1	1 コードリール	コードリールを使用し、バッテリー充電器にて車両に充電作業をしていたところ、コードリールより火花が発生した。コードリールを分解して発火場所を確認したところ、サーモスタット端子部の緩みが原因による接触部加熱のため火災になった可能性が高いと判断した。本体を交換し、リールの点検を提案した。	0				0		0		0					0		C		0		H2	3.3	7年		0

				Ę	事故の	発生:			発生時				故区分		事故状	状況	物損	内訳		事故の	の推定	原因		事故後	の処置		使	保守	点検
4	(4) 日本	機器名	事故発生状況	ディーラー		ガソリンスタンド	用品店	そ 午 か 前 也	午後	時間外・不明	国産品	輸入品:	人身 事故 物損事故	丨以	負傷1月以上	死亡,	乗 目 車	トラック	機器の不良	設置不良	取扱不良	点検不履行		取扱方法等の説明	修理・の他	設置年月	用年数(概算)	有	無
1	2	エンジンクレーン	エンジンクレーンでエンジンを吊下げ移動中に、足固定ピンが外れてエンジンが落下した。 。 原因は、足固定ピンが抜け、止めロック位置が悪くピンを挿し難い状況であったためで ある。対策として、抜け止めピンの取り扱い及び安全使用について説明した。	0				0				0	0					С			0		(	0		H27.9	3年		0
1	3	温水洗浄機	スチーム洗浄機のアンローダーバルブに不具合があり、作業員が部品を購入して自ら 部品交換を行ったところ、動作しないと連絡があった。リセットスイッチの説明をして作動 させたところ、同時にポンプ部品が飛び、作業員に直撃して負傷した。 原因は、作業員がアンローダーバルブを交換した際に吐出方向を間違えて取り付けた ためにポンプを回した瞬間に耐えきれらくなりポンプ部品が飛んでしまった。対策として、 設備機器の修理はすべて専門業者が実施することとした。	0				0			0		0		0							(	0		0	H20.1	10年		0
1	4	集塵機	天井内の換気扇のダクトで爆発が発生し、その衝撃により機械室天井及び壁面が破損した。 原因は、配管内に溜まった煤や埃が静電気により発火し爆発したのではないかと推測される。対策として、フィルタなど埃や煤が溜まるような場所の清掃や点検を行った。					0	0		0		0					С			0				0	不明			0
1	5	ブレーキオイルチェンジャ	2tダンプ車のブレーキフルードを交換していた際に、機器本体から車両へオイルを注入していたところ、オイルが出ていないことに気付き、本体上部のポンプ・モータ部を確認したところ、モータは回っていたがベルトがスリップしてオイルが出ていないことを確認した。その瞬間にモータポンプ収納部が爆発音と火花と共に破裂し、本体キャビネットがゆがむほどの衝撃があり作業員が右目を負傷した。メーカーに調査を依頼したが原因は不明であった。当該機器は廃棄し、入れ替えを行った。	0					0		0	,	0	0								(	0	0		H1.1	29年		0
1	6		ボイラーの上にダンボールを敷き、軍手等を干していたところ出火した。消火器で消し、 大きな被害はなかった。ストーブ付近に可燃物を置いていたことが原因と思われる。正 しい使用方法と危険性を再度説明した。					0		0		0	0					С			0		(	0		不明			0
1	7		ローラキャビネットが転倒し、車両に接触して損傷した。工具量が多く、引き出しが自 動的に開いてしまい、重みで転倒した。引き出しにロック機構が付いたものに入れ替え た。	0						0	0		0			(	0				0			0		不明			
			小計	11	4	0	0 2	2 5	5	7	15	2	3 14	1	2	0	8	1 5	0	2	8	5	2	5 3	8 1			0	16
総計				17			17		17	,	17		3			14			17			1	7						